平成29年度，30年度の川崎支部の様子

　　　　　　　　 　　　平成29年度，平成30年度川崎支部支部長　本田正男

1　平成29年度，平成30年度の川崎支部の状況

　まず，会員数ですが，2019年2月14日当時の会員数は，223名で，うち川崎区144名，幸区10名，中原区36名，高津区13名，宮前区3名，多摩区11名，麻生区6名，男女別では，男性174名，女性49名となっていました。前年は同時期に225名でしたから，平成の終わりころの川崎支部は弁護士の人数変動があまりない支部になっていたといえます。

　また，執行部は，この2年間支部長の他，田中栄樹先生，横田朋佳先生の2名の副支部長，7名の幹事で構成していました（坂本佳隆先生，矢澤夏子先生，川岸卓哉先生，黒江卓郎先生の4名の幹事には私が支部長だった2年間，また，すでに中野支部長の下で1年間幹事を務められていた中澤陽子先生，山本友也先生に加えて，棚村隆行先生の3名には平成29年度，狩野直哉先生，細川宗孝先生，川畑さやか先生の3名には平成30年度それぞれ幹事を務めて頂きました。）。執行部内では，それぞれ役割を分担しつつ，執行部全員で月1回定例の幹事会を開催し，様々な課題について検討をして知恵を出し合っていました。なお，幹事間での情報共有については，メーリングリストの他，DropboxやGoogleカレンダー，Evernoteなどのクラウドサービスを利用して，業務の効率化を図っていました。

　そして，支部委員会としては，支部研修委員会が研修を企画・実施しました。また，平成29年度から活動を始め，各種法律相談の活性化について検討を行なってきた法律相談活性化委員会に加え，平成30年度からは，成年後見等対策委員会，ホームページ運営委員会がそれぞれ活動を開始しました。また，令和2年度に川崎支部が60周年を迎えることから，常議員会の承認を得て，平成30年度には，支部六〇周年記念事業実行委員会が設置されこちらも正式に活動を開始しました。

2　対外的な活動

　対外的な活動としては，(1)市民に対する法的サービスとして，従前同様，(a)川崎市と連携して法律相談を実施した他，(b)市民に身近な法律問題をお題に市民法律講座という全5回の連続講演会を実施し多数の市民の方にご参集頂きました。(a)については，夜間土日の法律相談の実施や予約相談の拡充に向けた協議を川崎市担当者と行ない，予約相談の拡充については，平成30年1月から実際に行われるところとなりました。なお，平成29年度には，神奈川県弁護士会執行部との間で，川崎市の北部，具体的には，溝の口に新しい法律相談センターを設置することを積極的に提案させて頂きましたが，最終的には，当年の弁護士会執行部内で賛同を得ることができず，この点は支部としては，実に残念な結果に終わってしまいました。

　また，市民との交流の関係では，神奈川県弁護士会の人権賞の受賞が挙げられます。この弁護士会人権賞は，人権擁護の分野で優れた活動をした個人団体を表彰することにより人権擁護の輪を広げ，人権の更なる発展と定着に寄与するため平成8年に創設された賞ですが（http://www.kanaben.or.jp/profile/gaiyou/torikumi/jinken/jinkensyo/index.html），平成29年度及び平成30年度には，川崎の団体個人が受賞しました。具体的には，平成29年度には，受賞の2団体がいずれも川崎市内の団体となりました。すなわち，1団体は，ヘイトスピーチを許さないかわさき市民ネットワークというヘイトスピーチに対抗する川崎の市民グループで，弁護士会としても，当該市民グループとも連携し実効的な対抗策，川崎市の条例の制定に向けた働きかけを行って，会長談話の発信執行に協力した他，市議会議員各派との意見交換の場においてもヘイト対策の問題など人権施策について積極的に取り上げました。また，もう1団体は，「合唱団いちばん星」という平和を希求する楽曲を取り上げ長く活動している地元の合唱団が受賞しました。さらに，平成30年度には，西野博之さんというフリースクールたまり場を運営し，不登校児童の問題などに早い時期から取り組み，長年にわたって子らのために川崎市とも連携して居場所作りに貢献してきた個人が受賞しました。

　また，(2)裁判所・検察庁との交流では，従前同様，法曹三者懇談会・懇親会，三庁昼食会などを通じて交流を図った他，引き続き，それぞれ隔月に破産管財人協議会，成年後見等意見交換会を実施し，裁判所との意見交換を継続しました。また，平成30年度は，これに加えて，裁判官有志，検察官有志と共に，刑事事件についての意見交換会も企画されました。

　さらに，(3)他士業との交流では，従前同様，士業交流会，合同相談会を実施した他，弁護士会の働きかけによって，平成29年度からボーリング大会を始め，交流を深めました。

3　支部会員間の懇親を深め弁護士会支部の一体感を高めるための取組み

　例年同様，暑気払い，新入会員歓迎会，支部通常総会後の懇親会などを通じて支部会員相互の懇親を図った他，平成29年度は，新たに等々力競技場のVIPルームを貸し切り，川崎フロンターレの公式戦のサッカー観戦を企画し，また，平成30年度には，川崎競馬場のVIPルームでの競馬観戦企画を実現するなどしました。また，支部旅行企画を引き継ぎ，平成29年度は，ホテルヒルトン小田原，平成30年度は，江ノ島の老舗旅館岩本楼において宿泊付きの旅行を企画したところ，新入会員からベテラン会員まで，また，家族連れで多数の会員に参加してもらえることができました。

　また，支部会員の意見も聞いた上，支部の執行部として，修習担当の支部会員に対し，支部の行事に参加する際の補助を行うことなども平成30年度に決定しました。

4　終わりに

　すでに200名を超える巨大支部の活動を支えるためには，やはり，日頃から様々な局面で活動を活性化させ，前提として，支部の会員間に相互に信頼感を持てる人間関係を構築しておくことが不可欠だと思います。

　ただ，われわれはただの親睦団体ではなく，社会正義と人権の擁護の実現を目的に活動する弁護士の集団ですから，われわれの活動の結果として，少しでも法的な観点から正義がもたらされることを願って止みませんし，以上に簡単にみました2年間の活動が川崎という地域に上記のような観点で寄与するところがあれば，これ以上の喜びはありません。